

文書課長



課長

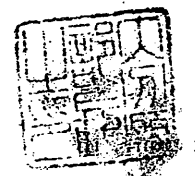


兵厚第五二八號

昭和十九年九月十九日

文書課長殿

大分縣内政部長



沖繩縣引揚民ノ受入及保護ニ関スル件

沖繩縣引揚民多数本縣ニ引揚転入スベク累ニ政府ヨリ示

達アリタルニ付テハ之カ受入及保護ニ関シ萬遺憾ナキ措置

講ズル為別紙ノ通り要綱決定相成候条協力方特ニ配意相

度候

沖繩縣引揚民保護對策要綱

一、方針

沖繩縣引揚民（以下引揚民ト稱ス）ニシテ本縣ニ轉入セムトスル者ノ急務
及保護ニ関シテハ別ニ定ムルモノヲ除キ本要綱ニ依リ之ヲ爲スモノトス

二、對象

引揚民ト稱スルハ沖繩縣在住者ニシテ概キ六十歳以上ノ老齡者、十三歳以下ノ兒童及幼兒並ニ婦女ニシテ政府ノ補給ニ依リ本縣ニ轉入ヲ命ゼラレタル者ヲ云フ

三、機關

- (一) 本要綱ニ基テ事務ヲ統轄スル爲メ縣ニ沖繩縣引揚民保護對策大分縣中央
調（以下中央事務ト稱ス）ヲ置ク 中央本務ノ規程ハ別ニ之ヲ定ム
- (二) 地方事務所及市ハ縣ノ指示ニ基キ引揚民ノ安入及保護ヲ爲ス
- (三) 町村ハ縣及地方事務所ノ指示ニ基キ引揚民ノ安入及保護ヲ爲ス

(四) 警察署ハ引揚民ノ受入及保護ニ關シ地方事務所、市及町村ニ協働的ニ

ヲ爲スコト

四、受入

(一) 方針

原則トシテ縁故者アルモノハ縁故先へ落着シムル轉勤奨スベキモ縁故ノ

程度ヲ充分検討シ勤続ノ限度ヲ超ヘザルコト

無縁故者ハ縣及地方事務所ノ手續ヲ經由シ市町村ニ於テ受入ル、モノト

(二) 方法

楊陸地ヨリ縣内指定下車地ニ至ル迄ハ縣ニ於テ取扱ノ一切ヲ爲ス

新所ハ指定下車地ニ於テ名簿ヲ共ニ人集其ノ地ノ引継ヲ受ケ之ヲ各

へ輸送スベキモノトス

市ハ指定下車地ニ於テ名簿ヲ共ニ縣ヨリ人集其他ノ引継ヲ受ケルモノト

町村ハ豫メ地方事務所ニ届出タル地点ニテ名簿ヲ共ニ人員其他ノ引継

受ケルモノトス

(三) 住宅

市町村ハ縣又ハ地方事務所ヨリ引揚民受入ノ制當通知ヲ受領シタル場合

ハ産科住宅トシテ貸與スベキ家庭ヲ選定シ置クコト

供與スベキ家庭ハ備ホ左ニ依ルコトトス

寺院、公會堂、雜居等

五、保護

(一) 一時保護

イ、輸送

引揚民轉陸地ヨリ縣内指定居住地位ニ到着スル迄ノ汽車、自動車ノ輸送

荷物ノ運搬及之ニ附帯セル一切ノ事項ニ關シ其ノ勞役ハ凡テ縣、地方事

務所及市町村ニ於テ世話スルモノトス

警察署ハ之ニ協働的ニ協力ヲ爲スベキモノトス

宿泊

地方事務所、市町村及警察署、引揚民ノ管内一時滞泊ニ付宿舍ノ斡旋ヲ
ナスモノトス

八、其他

縣地方事務所及市町村ハ輸送中又ハ一時滞泊中ニ於ケル醫療、助産、埋葬
其他凡テノ保護ヲ爲スモノトス

(二) 繼續保護

イ、方針

引揚民ハ國家ノ要請ニ因リ一時本土ニ其ノ居ヲ移シタルモノニシテ
勤能力ナキモノ多數ト認めラルルニ付温情アル取扱ヲナスハ固ニ
要ナルモ健ニ保護ニ剛レシメテ精神的獨立ノ氣魄ヲ喪失セシムル
護ノ本末ヲ顛倒スルモノナルニ付充分留意アリタキコト
取扱者

繼續的ニ保護ヲ爲スベキ取扱取扱者ハ市町村長トス

ハ、類別

保護ハ概ネ左ノ類別ニ依リ之ヲ爲ス

生活保護、生業保護、兒童保護、医療保護、助産、埋葬

ニ、管内住民トノ融和

老齡者ハ言語不明ニシテ風習若シク異ル爲市町村長ハ區域内住民トノ融和ニ
ハ特ニ留意シ苟モ集團意識ノ對立ヲ醸成スルガ如キ事ナキ様双方ニ對シ常ニ
指導ヲ怠ラザル様配慮セラレタキコト

六、學童集團引揚取扱

(一) 方針

學童集團引揚トハ家族ヨリ隔離サレ教師其ノ他ニ引卒サレタル國民學校初等
科第三學年以上ノ學童カ集團ヲナシ引揚ノ上轉入地ニ於テ其儘集團生活ヲ繼
續スルヲ云フ

學童集團引揚ノ受入及保護ニ付テハ本項ニ定ムルモノノ外他ノ各項ヲ適用ス
ルモノトス

(二) 受入及保護

1. 宿舍

居住スベキ宿舍ハ縣ニ於テ指定シ宿舍迄ノ取扱ハ縣ニ於テ之ヲ爲スモノトス

2. 保護

保護取扱ニ付テハ概テ縣ニ於テ之ヲナスモ地方事務所、市町村、警察署、國

民學校ハ縣ノ指示ニ從ヒ協カスルモノトス

ハ. 經費

縣ヨリ指示アリタル場合ハ市町村ハ之カ保護ニ關シ一時繰替支拂ヲ爲スコト
アルベシ

ニ. 經費

引揚民ノ輸送一時宿泊及保護ニ要スル經費ハ凡テ政府ニ於テ負擔スルモ

ノトスルモ市町村ニ於テ一時繰替支拂ヲ爲スモノトス但保護ノ限度ヲ超ヘ
支出シタル場合ハ其ノ限度ニ於テ支拂ヲ爲サザルコトアルベシ
中央本部ニ對スル援助

市町村、又ハ地方事務所ハ縣ノ指示ニ依リ中央本部ニ對シ人員ノ援助ヲ爲ス
ベキコト、又但此ノ場合旅費ハ縣ニテ負擔ス

沖繩縣引揚民保護対策大分縣中央本部規程

第一條

沖繩縣引揚民受入及保護、急縣内(内政部兵事
厚生課)ニ沖繩縣引揚民保護対策大分縣中央本
部(以下中央本部ト稱ス)ヲ設置ス

第二條

中央本部ノ業務ハ概テ左ノ通トス

一引揚民ノ受取及指定下車地迄ノ輸送

二引揚民ノ居住指定

三引揚民ノ生活保護

四引揚民ノ學童ノ就學、職業、其他學事一般

五引揚民ニ對スル主食糧其他生活必需物資ノ給與

六就職斡旋及職業指導

第三條 中央本部ハ本部長之ヲ統轄總理ス
本部長ハ知事ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 中央本部ニ副本部長ヲ置ク
副本部長ハ内政部長ヲ以テ之ニ充ツ
副本部長ハ本部長ヲ補佐シ本部長事故アルトキ
其職務ヲ代理ス

第五條 中央本部ニ參事ヲ置ク
參事ハ警察部長 經濟第一部長 經濟第二部長
ヲ以テ之ニ充ツ
參事ハ本部長ノ要請ニ依リ協議ニ參事スルモノトス

第六條 中央本部ニ左ノ係ヲ置ク
統務係

保 護 係
地 方 係
輸 送 係
醫 療 係
學 童 係
食 糧 係
物 資 係
職 業 係
豫 算 係
出 納 係

係長ハ本部長ノ命ヲ受ケ所屬係員ヲ指揮監督
係事務ヲ処理ス
係長ハ關係課長ヲ以テ之ニ充ツ 各係長及事務
分掌ハ別表ニ依リ之ヲ定ム

第七條 各係長事務遂行ニツキ係員ニテハ不可能ト認メ
 場合ハ補助員ノ派遣申請ヲ急スコトヲ得
 本部長前項ノ申請ヲ妥当ト認メタル場合ハ各係
 與ニ協議ノ上所管部内ヨリ補助員ヲ派遣セシムルモトス

第六條 補助員ハ本部長及係長ノ指揮命令ニ從フモトス

第五條 各係ニ關係スル重要事項ニ付テハ対策協議會ニ
 協議ノ上決定ス但緊急ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ非ズ

第一條 対策協議會ハ本部長參與及關係々長ヲ以テ構成ス

保護對策本部ノ機構及事務分掌

本部長 知事		係名 係長		分掌 事務	
總務係	兵事厚生課長	總括的連絡ニ關スル事項引移者居住地指定ニ 事項他ノ係ニ屬セザル事項	兵事	兵事	兵事
保護係	兵事厚生課長	生活保護ニ關スル事項	保護	兵事	兵事
地方係	地方課長	市町村民トノ親和指導ニ關スル事項	地方	兵事	兵事
輸送係	經濟保安課長	鐵道當局トノ折衝ニ關スル事項 其ノ他一般輸送ニ關スル事項	輸送	兵事	兵事
宿舍係	警務課長	縣内一瞬滞在地宿舍ニ關スル事項 各警察署トノ連絡ニ關スル事項	宿舍	兵事	兵事
醫療係	衛生課長	揚陸地汽車中及滞泊地ニ於ケル醫療ニ關スル事項	醫療	兵事	兵事
學童係	教學課長	就學・轉學其他學童ノ一擧取扱ニ關スル事項	學童	兵事	兵事
食糧係	農政課長	縣内一時滞泊地及居住指定地ニ於ケル主食食糧等ノ ニ關スル事項	食糧	兵事	兵事
物資係	商工課長	衣料特配其他一般物資ノ配給ニ關スル事項	物資	兵事	兵事
職業係	國民勤勞課長	職業ニ關スル事項	職業	兵事	兵事

參 與
 學務部長
 經濟部部長
 內務部長

稅收係	庶務課長	其他一般事務ニ関スル事項
出納係	會計課長	前渡金其他ニ関スル事項

(一) 沖繩縣引揚民受入及保護ニ関スル地方事務所別協議會提示要項

- 一、保護対策中央本部設置ノ件
- 二、受入ニ関スル件
- 三、保護ニ関スル件
- 四、學童集團引揚ニ関スル件
- 五、地方事務所ノ受入及保護対策確立ニ関スル件
- 六、市及町村ノ受入及保護対策確立ニ関スル件
- 七、中央本部へノ援助ニ関スル件
- 八、支出經費ニ関スル件

(二) 注意事項

- 一、人心ノ動搖防止ニ関スル件
- 二、治安維持ニ関スル件
- 三、新聞発表禁止ニ関スル件

(三) 協議事項

- 一、下車地等ニ於ケル勞力奉仕ニ関スル件
- 二、物品贈與ニ関スル件
- 三、地方各界協力方ニ関スル件
- 四、其ノ他雜件

兵厚第五一九九號

昭和十九年九月六日

文書録

課長



大分縣兵事厚生課長

内政部 文書課長殿

沖繩縣引揚民受入援助方ノ件

沖繩縣引揚民受入ノ急志記ニ依リ貴課員ヨリ出張援助相願度此段及御依頼候也

記

一、出張地 鹿見島市又ハ長崎市

二、滞在日数 概テ拾日

三、資格 預健ニシテ勞務ニ適スル事

四、經費 別途支出

五、援助員数 壹名 上田屬ヲ出張セシム

六、援助員ノ準備態勢 保護対策中央本部ヨリ電話ヲ次第速日出帯ノ用意アリタシ

